

令和 5 年 11 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 5 年11月10日	午後 2 時
	閉 会	令和 5 年11月10日	午後 3 時28分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

橋 長 高 校 改 革 推 進 室 長

中 村 学 校 教 育 課 長

水 口 高 校 教 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

門 脇 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

久 江 総 務 企 画 課 副 主 査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

10月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項（エ・オは一括）

ア 臨時代理議決の報告について

第41号議案 令和5年度京都府教育功労者表彰の被表彰者について【非公開】

イ 請願・陳情の受理状況について

(ア) 大江まちづくり住民協議会等からの要望書について

【橋長高校改革推進室長の報告】

○ この度、大江まちづくり住民協議会及び京都府立大江高等学校同窓会より、要望書の提出があったので報告する。

要望内容は3点で、京都府立大江高等学校の存続と継続的発展、限界集落の対策と地域の連携、京都丹後鉄道の維持発展という内容になっている。

本件については、現在策定を進めている「魅力ある府立高校づくり推進基本計画（仮称）」の中間案に関して、地元が存在する大江高校の今後の在り方と地域との連携について、御要望をいただいたものと考えている。

この基本計画においては、府立高校全体での望ましいあり方に関わる基本方針等をお示しすることとしているが、今後、パブリックコメント等でいただいた御意見に加え、各市町（組合）教育委員会を始め、関係機関からの御意見も聴取するなど、丁寧に検討を重ねた上で策定してまいりたいと考えている。

【質疑応答】

○ なし

ウ 令和5年度「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」の結果について

【中村学校教育課長の報告】

○ まず、実施概要であるが、資料1頁を御覧いただきたい。

調査対象者は、小学校第4学年から中学校第3学年までとし、調査内容については、教科に関するいわゆるテストによる調査と質問によるアンケート調査で、調査は本年5月に実施している。

調査の特徴としては、I R Tを用いた学力の伸びを確かめる調査と併せ、非認知能力や学習への取り組み方等を確かめる質問調査を行っていることと、その調査方法について1人1台端末を用いていることである。

次に、調査結果について、資料4頁以降を御覧いただきたい。

まず、資料4頁の(2)の学力の状況を御覧いただきたい。

今回の調査では、子どもたちの学力をステップという形で表示しており、大きく12ステップに問題を分けた上で、各ステップでA～Cの3層を設定し、全体で3層×12ステップの全36段階に分けた。

その結果は、グラフに示されたとおり、各教科とも、学年が上がると学力ステップが上がる結果となっている。

一方、昨年度の調査から学力が伸びた児童生徒の割合は、(1)の学力の伸びで表示しているとおり、どの学年も70～80%の割合で伸びている中で、一部の子どもは伸び悩んでいたりと、場合によっては下がってしまったたりすることも見られたが、基本的には何らかの形で上がっていると捉えている。

そうした中で、中学校第2学年が他の学年と比べ、少し伸び悩んでいるが、5月に調査していることから、中学校1年生の段階で少し躓いている子どもがいたのではないかと見ている。

なお、この学力の伸びについては、実際のところは昨年度との比較はできないものであり、この表に示している割合は、昨年度実証研究した30校のみで分析した参考値であることを御了承いただきたい。

続いて、資料5頁の教科に関する調査結果とアンケート調査結果の相関関係について報告する。

まず、この相関関係の分析については、調査初年度であり、因果関係の分析や昨年度からの伸びに関する分析ができていないことから、参考としていただきたい。

図に記載している相関係数の数字は、どのくらい相関関係があるのかを示すもので、1であれば、完全に一致していることとなり、0.2くらいであれば、一般的に相関ありと言われている。

それぞれの図を見れば、学びに対する積極性と精緻化の相関関係が強く、学力そのものに直結しなくても、それ以外のところで深く結び付いている傾向が見て取れる。

なお、この調査における精緻化とは、いろいろなものと関連付けて学ぼうとしているかということである。

続いて、資料6頁以降を御覧いただきたい。

このように学力に直結しないところでも、他の項目の間での関係性が見て取れ、イの非認知能力と学習方法の相互の相関関係で見れば、「学びに対する積極性」との相関係数においては、自己調整、好奇心、思考の柔軟性に相関が見られ、数字の0.4を超えると強い相関と言われるところ、積極性と好奇心では0.5程度の高い相関が見られた。

こういったところからも、学力そのものに直結しないとしても、非認知能力を含め、こうしたところを高めることが学びを深める上で重要であると見て取れた。

ウの質問調査状況においては、一番課題となっていた「教科の学習が好きかどうか」を見たところ、英語の学習は好きだという子どもは、小学校4年生から中学校3年生にかけて顕著に減っている。数学は微減傾向にあるものの、中学校3年生で若干持ち直し、国語にあっても、微減傾向にあるものの、好き嫌いが大きく変わることはなく、教科によって違いがあることが見られた。

続いて、資料8・9頁を御覧いただきたい。

教科の学習が好きかどうかの質問に対する肯定的回答、否定的回答それぞれ

における各学力ステップの割合である。

左上の小学校第4学年の国語で見れば、肯定的に答えた子どもほど、学力が高いステップ7の割合が多く、こうした割合は全ての教科、学年でも同様の状況であり、好きになることが学力を伸ばすことに一定の関係があることが見て取れる。

次に資料10頁を御覧いただきたい。

結果からの考察であるが、教科の学習が好きであること、知りたい、探究したいという好奇心、また、目的意識を持って学習に取り組むこと、教科の魅力や学ぶ意義をしっかりと伝ええるといったところが、学びを深める上で重要であると考えられる。

結果の活用については、8月1日に調査結果を各校に返却するとともに、府内全小・中学校を対象とする研修を実施し、各校での分析や校内研修の実施、分析を踏まえた学校改善プランの策定等を促しており、こうした取組により、3学期以降の指導や学校運営の改善につなげてもらいたいと考えている。

個々の児童生徒の結果についても、2学期始業後に各校で返却し、振り返る取組が進められている。

また、府教育委員会においても、調査結果の更なる分析を進め、施策や指導の改善につなげていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

資料6・7頁に記載の「教科の学習が好きかどうか」という質問調査結果において、小学校第4学年は各教科とも好きだという割合が高いが、特に英語にあっては、高学年となり中学生になるにつれ、この割合が顕著に減っていく状況であり、そうした傾向を改善し、理想としては、中学生になれば、増やすくらいにしなければならないと思う。

○ 中村学校教育課長

御意見のとおりである。

社会に出れば、日々学んでいかなければならず、学ぶことが好きだという気持ちは維持し続け、高めていくことが大事であり、特に英語については、全国学力調査結果においても、京都府（京都市を除く）は、社会に出て役に立つのか分からないと答えている割合が全国平均よりも高い。

こうした状況の背景を見れば、京都市を除く京都府の子どもたちの間では、英語の必要性の意義が分かりづらいという意見もあり、その要因には、京都市内では多くの外国人と出会うが、それ以外の地域では外国人と接する機会も少なく、必要性を感じづらいのではないかと考えている。

こうしたことを踏まえ、来年度に向けて、授業内容も含め、必要性等、そういったところを感じられるような仕掛けづくりに取り組んでいきたいと思っている。

○ 安岡委員

子どもたちは、どのようなときにスイッチが入って伸びていくかはそれぞれ違い、学力の伸びについてもそれぞれ違うと思う。

例えば、医療においても乳児期からの検診データを伸ばしていくことにより成長曲線が分かり、その後の疾病予測も可能となる時代に入っている。

学校教育においても、子どもたちの学力はそれぞれ違うため、子どもたち一人ひとりにスポットを当て、そういったところのデータ蓄積しながら、その後に活用していくという取組が必要ではないか。

それとも、こうした子どもたち個々のデータを蓄積するといったシステムは既に存在しているのか。

○ 中村学校教育課長

別冊として「『京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～』における非認知能力等に関する概念質問項目対応表について」と題する資料をお配りしているが、同資料の最後に子どもたちに返却する個人結果票を付けており、その裏面を御覧いただきたい。

右側に質問調査の結果を記載しているが、例えば、非認知能力と言われる学習の方法、また、学習に向かう姿勢等、そういったところについては、どういったところが自分としての強み、また、課題となっているのか、データで経年的に確認できるようにしている。

一方の学力の結果についても、左側に教科に関する調査結果として記載しており、どこが伸び、どこが伸び悩んでいるか分かるようになっている。

データの活用例としては、以前は積極性が弱かったが、今は伸びてきているなど、そういったところが見えるようになっており、こうしたデータ活用は、子どもたちにも過去を振り返りながら見るようにお願いしている。

学校においても、こうしたデータを集計して分布等を確認できるようにしており、例えば、「このクラスは積極性が高いのに、この子だけ低いのはなぜなのか」といったところも分析していただきたいと思います。

○ 安岡委員

小学校等からデータが蓄積されていても、その子どもが高校進学等で京都府外に出た場合、そのデータが置き去りにされることも予想され、そうしたことを防ぐためにも、今後は個人としてのデータ蓄積が必要となってくるのではないか。

また、そういったところは、国が一元化してやっていかなければならないのではないか。

一方、こうした制度が教員の業務負担を大きくするものになれば、働き方改革に逆行することになり、その辺りも考えて行わなければならない。

○ 前川教育長

京都府独自の「学びのパスポート」の制度については、国に対して機会あるごとにその狙いや状況報告を行っており、先日、国への予算要望においても今回の調査結果の概要報告を行い、国においても大変関心を持って受け止めてもらっている。

こうした大きな事業は、都道府県がスタートを切って有用性があることを伝え、国が事業化していくことが望ましいことであり、積極的に取り組んでいきたい。

○ 藤本委員

子どもたちは、低年齢期は知らないことに積極的に関わっていき、いろいろなことに興味を持つのが自然であるが、学びを重ねていくうちに、この教科は好き、この教科は苦手という感じ方が出てきて、学力の伸びにもそうしたことが影響すると思う。

理想は、全ての教科に興味を持ち、全ての教科の学力が成長と共に伸びていくことであるが、苦手な教科もある上で、生徒が「私は、この教科だけは自信がある。」と言えるようになる教育もこれからは必要ではないか。

子どもたちの成長過程の中で、全ての教科を満遍なく好きとなることを求めるのはどうかと思う。

もう1点は、現状を見て思うことであるが、今の教育内容や授業時間が変わらないまま、教え方やICT教育等により上辺だけで対応しても、「主体的・対話的で深い学び」につながらないのではないか。

根本的に変えていかなければ、少しやり方を変えるくらいではあまり効果がないのではないか。

○ 中村学校教育課長

好き嫌いや得意不得意等は人によって千差万別であり、むしろメタ認知というか、自分がどこに強みがあり、逆にどこが苦手なのかということを理解できるようになることも大切なことと思っている。

よって、全ての学校に対し、『児童生徒に調査結果を返却するときは、子どもたちに対し、「結果が出ていないことが悪いことではないよ。」ということ伝えて上で、しっかりと振り返りをさせてください。』とお願いしており、このように自分を理解することから始まるのではないかと思う。

「教科全体、教育課程全体が変わっていかなければ効果が出ないのではないか」という点については、正にそのとおりと思っており、先ほど、教育長が述べたように、こうした我々の考察結果については、国としても次の指導要領の在り方等を考えていく時期であることから、引き続き伝えていきたい。

○ 千委員

藤本委員の御意見のとおり、例えば、国語の学力は低い、数学の学力は飛び抜けて高いなど、そういう方がおもしろい人間に育っていくような気がする。満遍なく良い成績であるよりは、一つでも得意な教科がある方が良いのではないかと思う。

もう1点は、資料6・7頁に掲載の教科の学習が好きかどうかの統計に関することであるが、これには小学校から中学校にかけての教師の存在も影響するのではないか。

子どもたちは、好きな教師が担当する教科は一生懸命勉強するが、嫌だと思えば手を抜くことがあり、教科が好きかどうかの前提には、良い教師を育てることも関係するのではないか。

低学年では興味から始まるかもしれないが、中学生くらいになれば、ある教科に興味だけで好きという子どもはそうそういないと思う。教科が好きかどうかには、そこにいろんな要素が入り込んでくるため、教師の育成の重要性については、こうした統計からも見えてくる。

○ 前川教育長

この調査結果で大切なことは、子どもたちに自分の振り返りをさせることである。

一方で、例えば、小学校の6年2組の学級はすごく伸びているが、6年1組の学級は伸びていないなど、そういった結果も出るため、その結果によって、担任教諭に○×を付けるというよりも、その伸びている学級の教員が行う授業の良いところを学校全体で共有し、授業改善に活用していくことも一つの狙い

でもあり、そういったところも含め、教員の指導力の向上にしっかりと努めてまいりたい。

○ 小畑委員

資料6・7頁に記載の「教科の学習が好きかどうか」という質問調査結果においては、相対的にどの教科が好きかどうかの結果が表れ、また、教科の学習が好きな場合は学力が高く、そうではない場合は学力が低いという相関関係が表れており、そうした中で「国語の学習が好きだ」という答えが他の教科と比べて少ないことが気になる。

また、数年前に経済協力開発機構（OECD）が実施した学習到達度調査の結果で「日本の子どもたちは読解力が低い。」と公表されていたが、読解力は文章や図表を正確に理解して活用する能力とされ、全ての教科に不可欠で全体的に学力を引っ張っていくものである。

このように見れば、国語の教科は非常に大事である。

しかしながら、その教科の学習が好きという児童生徒が少ない状況には根本的問題があるように思え、授業方法での改善も必要ではないか。

よって、一方の外国語・英語の教科にあっては、最初は珍しく興味から食らい付き、好きという割合が多いが、学んでいくうちに難しくなり、高学年になるにつれ好きの割合が少なくなるという結果が出ており、国語の教科にあっても、こうした状況を想定した上で小学校低学年の時期からもっと面白い授業を行い、関心を引き付け、裾野を広め、国語が好きになる児童を増やし、国語の学力をもっと伸ばしていかなければならないと思う。

○ 中村学校教育課長

全ての基本は国語であるということは、御指摘のとおりである。

論理、人の気持ちや心情の理解等、国語にはいろんなことが入っており、このような結果となったことは重く受け止めなければならない。

この結果は、各教科の担当者で分析中であり、総合教育センターでの教員研修、指導主事による指導助言等、担当教員を集めたあらゆる場において、この結果にどう向き合うか、これから具体的に突き詰めていきたい。

また、来年になれば、国語を伸ばしている教員と伸ばせていない教員が見えてくるため、何によって伸ばせているのか、なぜ伸ばせていないのか、そこをしっかりと分析していきたい。

○ 小畑委員

小学校低学年等での好き嫌いは、面白さであり、それがなければ、好きなものが嫌いになるため、教え方は非常に大事であり、そういうところにも力を入れていただきたい。

ところで、資料5頁の非認知能力と学力の相関関係を示した表の中で、マイナスの相関係数が記載されているが、これはどういうことか。

○ 中村学校教育課長

別冊の『「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」における非認知能力等に関する概念質問項目対応表について』と題する資料に、具体的な質問調査の項目を記載しており、同資料4頁目の学習方法と記載している箇所を御覧いただきたい。

ここの(63)から(65)は、表層理解の具体的質問内容であり、「問題の解き方がわからなくても、正解がわがっていればよい」「確信が持てずに解答し正解

したとしても、答えは合っているもので、それでもよい」等、要するに上辺だけの理解を良しとする回答が、表の中の表層理解に当たり、こうした回答をした子どもほど、学力が低いということでマイナスの相関係数となっている。

○ 小畑委員

資料5頁の表を見れば、高学年になるにつれ、非認知能力と学力の相関係数は大きくなっているが、小学校低学年の場合、相関係数が学力にあまり関係しないように見える。

要するに非認知能力というのは、年齢に応じて学力に関係していき、それが高いほど学力が伸びるため、よって、非認知能力は非常に重要であると思えばよいのか。

○ 中村学校教育課長

資料5頁の小学校第4学年の表では、学びに対する積極性と学力の相関係数は小さいが、中学校第3学年の表を見れば、相関係数が約2倍となっている。

これは、小学校低学年であれば、受け身であっても学力が付くかもしれないが、高学年になるほど、予習復習を含め、自分で学ばなければならなくなり、積極性がなければ、学力が高まっていかなくなるということである。

そうした場合に小学校高学年になってから積極性を高めればよいのかと言えば、そうではなく、小学校低学年の頃から高めて備えを作っていかなければ、一朝一夕には高まらず、そういう意味では、小さい頃から非認知能力を育てておくことが重要であると思う。

○ 小畑委員

本当の学力というものを中学生くらいで見た場合、非認知能力が高ければ高いほど学力も伸びていくと捉え、学力の高さを測ると同時に、非認知能力の高さというものが学年ごとにどうなのかを見ていき、それが低ければ、補正していく教え方を行うことで、相関係数が両方に効いてくるということか。

○ 中村学校教育課長

資料5頁の表に掲載された、学びに対する積極性、精微化、表層理解の3点以外にも調査項目はあったが、他の項目では大きく学力に直結するという結果は出ていない。

しかしながら、実態としては、非認知能力にはいろいろなものがあり、それぞれの非認知能力の間のつながりは結構高かった。

そういう意味では、非認知能力を高めれば、学力の伸びにつながるというものではなく、いろんな力が関係し合ってそれが少しずつ学ぶ力に影響しているということであり、どれかを伸ばせれば、全部が高ければ良いということでもなく、いろいろなことを経験して高めていくことが重要ではないかと思う。

○ 藤本委員

乳幼児期に正解のある学びをしても、結局、最後に大事になるのは非認知能力であり、その非認知能力が一番育まれるのは、乳幼児期から学童期と思う。

乳幼児期と学童期は、子どもたちの成長が急速に進み、多くの非認知能力が形成される重要な時期であり、そうした時期に勉強ばかりを押し付け、正解ばかりを知ることではなく、いろんなことに主体的に向き合い、それがベースにあった方が本来の学びを深めていくと思う。

○ 小畑委員

そういう意味では、幼児教育は非常に重要であり、その時期に非認知能力が

伸びる教育を行っていけば、結果的に学力も伸びるということであり、教育委員会においても、幼児教育の重要性を改めて認識すべきである。

○ 前川教育長

御指摘のとおり、幼児期に福祉部門と教育が上手く関わっていかなければ、藤本委員の御意見にもつながっていないという議論を今年行っているところであり、子どもや保護者へどのような関わりができるか、京都府幼児教育センターを設置していることも活かし、検討しているところである。

また、例えば、好奇心と積極性の関係、その両方が高い子どもは学力がどうなのか、逆に学力が伸びている子どもは好奇心が高まっているのかなど、一つの方角のベクトルの分析ではなく、多角的に分析していくことにより、我々が求めることが出てくると思っている。

○ 小畑委員

数年前のスクールミーティングで舞鶴こども園を視察し、教職員や舞鶴市乳幼児教育センター職員と意見交換した際のことであるが、そこでは幼児教育段階の就学前児童に集団で考えさせたりすることが行われており、保育所については保護者が仕事等の事情で保育ができない場合に保護者に代わって乳幼児の保育をする施設と捉えられているが、そうした考えだけに捉われず、幼稚園もそうであるが、集団の中でプロの先生に質の高い保育や教育をしてもらうことは、保護者が忙しい中で子どもを躱けるよりも良い教育ができ、幼児期における育ち方が大きく違ってくるのではないかと感じた。

また、保育所の所管を厚生労働省から文部科学省に変え、保育と幼児教育を義務教育にすればという考えも一部であるようだ。

○ 大路教育次長

そういった議論は、待機児童問題が話題となったときに盛んに行われた。

子ども対策は、今年から子ども家庭庁が所管しているが、前身の内閣府が所管しているときに厚生労働省と文部科学省から職員が内閣府に出向し、御指摘のように保育園は保育士による預かり・保育、幼稚園は教諭による教育という考えはどうかと議論された。

元々は厚生労働省が策定した学びの保育指針と文部科学省が策定した幼稚園教育要領というものがある中、どちらも就学前児童を育むところであるという動きの中で、小学校入学前に身に付けておくべきことを一緒にしようということになり、目指すところは統一され、内閣府所管の認定子ども園が出てきて、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領が策定された。

いずれも中身はほぼ同じであり、統一・包括されていく流れである。

問題は、どちらにも行っておらず、ご家庭で育てられている就学前児童をどうするかが現在の課題であるが、マイ保育所あるいはマイ幼稚園というような名前を付けて、どこかには所属させようという動きもある。

○ 鈴鹿委員

私の娘は、学ぶことが大好きな子に育っており、園児として学びが沢山あるのはありがたいと思っている。実際の知識もそうだが、学びたいとか、そういう気持ちは大事だと思う。

私の娘が通う幼稚園では、月ごとにテーマがあって、今月は恐竜を行っているが、先月は鳥類や爬虫類を行っており、その中で算数があったり、アートのクラスがあったり、そうした中で月に1回自分が発表する時間があって、好き

なものをプレゼンテーションすることなどを行っている。

そのように積極性を身に付けられる機会を幼稚園や小学校低学年で与えられれば、学ぶことが大好きになるのを実感しており、そうした教育が将来に向けたベースや力になるのではないかと思い、娘を預けている間にそういうことをしてもらうのは大変ありがたい。

しかしながら、問題は教育次長の説明のとおり、どこにも行っていない就学前児童である。

そうした就学前児童が小学校へ入学したとき、他の児童よりも出来ると感じれば、更に学ぼうとするが、自分が他人より出来ないと思った途端にその教科に対して興味を失うのではないか。

そういった児童は沢山いると思うので、何か法律等でそのベースのところを出来るだけ、底上げできればと思う。

○ 前川教育長

深掘りした大変多岐にわたる御意見をいただき、ありがたい。

学びのパスポートは、小学校第4学年から中学校第3学年の調査であるが、これからの教育の指針にしていけるよう、しっかり研究し、また報告したい。

エ 府立高等学校教科用図書の採択について

オ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

【相馬指導部長の報告】

○ 最初に「府立高等学校教科用図書の採択について」報告する。

公立高等学校で使用する教科用図書については、毎年度採択することになっており、まず、令和6年度に府立高等学校で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等から報告する。

資料は2頁の上段を御覧いただきたい。

教科書の使用義務は学校教育法で定められ、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

ただし、資料には記載していないが、適切な教科用図書がないなどの特別な場合には、一般図書を教科用図書として使用することができることとされ、また、学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならない。

続いて、府立高等学校教科用図書採択の手続について説明する。

資料は3頁の上段の図を御覧いただきたい。

まず、府教育委員会は各高等学校長に対し、教科書推薦等についての通知を行い、この際、教科書編集趣意書や教科書目録については、文部科学省のホームページからダウンロードするよう通知する。

これを受け、各校においては、教科書編集趣意書や教科書目録を踏まえ、出版社から送付された見本本を利用して、その内容の調査研究を行い、最も適切と思われる教科書を選定し、府教育委員会に選定教科書の推薦を提出する。

府教育委員会は、推薦理由等を審査して必要に応じて学校を指導し、仮に不適切と思われるものがあった場合は、再検討を求めることもあり、審査が終了すれば、結果を学校に通知して採択するという流れである。

続いて、教科用図書の採択にかかる事務処理について説明する。

資料は2頁の1の(2)を御覧いただきたい。

教科書目録には第1部と第2部があり、第1部には平成30年告示の新しい学習指導要領に基づいた教科用図書が、第2部には平成21年告示の旧学習指導要領に基づいた教科用図書が掲載され、令和4年度入学生から年次進行で新しい学習指導要領が適用されており、令和6年度の1～3年生は第1部から、令和6年度の4年生以上は第2部から選ぶことになる。

ただし、一部の科目については、新しい学習指導要領の適用が先行実施されており、令和6年度の4年生であっても第1部から選ぶことが可能となる。

続いて、公正確保について説明する。

資料は2頁の1の(3)のイを御覧いただきたい。

教科用図書の採択は重要な意義を有する決定行為であり、適正かつ公正な推薦が行われ、採択に関して、いかなる疑念も生じさせることがないように、毎年度、公正確保についての通知を全校に発出し、事務説明会でも繰り返し徹底している。

他県の事案であるが、昨年、一昨年と出版社が学校に対して利益供与を行った疑いがあると報道され、こうした事案を決して他人事にするのではなく、真摯に受け止め、公正確保の更なる徹底に取り組んでいるところである。

こうした手続を経て採択し、令和6年度に各府立高等学校で使用する第1部及び第2部の教科用図書については、資料5頁以降に掲載している。

その件数については、第1部が2,930件、第2部が109件で、合計3,039件である。

○ 次に「府立特別支援学校教科用図書の採択について」報告する。

特別支援学校で使用する教科用図書については、資料1頁に示しているとおり、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省検定済教科書の下学年用（該当学年より下の学年のもの）、文部科学省が著作の名義を有する教科書（☆印1つ～5つで難易度を表示、視覚障害者用点字版、聴覚障害者用言語指導）、教科書以外の図書でいわゆる一般図書（書店で販売されている絵本、図鑑等）の4種類である。

特別支援学校では、文部科学省の検定を経た教科書に適切なものがないなどの特別な場合は、検定済教科書の下学年用又は文部科学省が著作の名義を有する教科書の使用を考慮し、それらの使用がさらに適当でない場合は、一般図書を教科書として使用することができる。

障害の程度が軽度の児童生徒には、文部科学省の検定を経た教科書を使用し、障害の程度が重度の児童生徒には、児童生徒の状況にあった一般図書を使用している。

一般図書については、府教育委員会が教科用図書選定審議会に諮問の上、選定のための資料を作成し、各校はそれを参考に選定している。

この調査・研究に当たっては、府教育委員会は専門的知識を有する学校の校長、学識経験者等から構成する教科用図書選定審議会を設置し、審議会においては、専門的かつ膨大な調査・研究を行うために、通常は教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱している。

この審議会の調査・研究結果に基づき、京都府教育委員会が選定資料を作成

し、それを各特別支援学校に送付し、各特別支援学校では選定資料を参考にするほか、特別支援学校の採択基準及び基本観点に基づき、独自に調査・研究した上で1科目につき、1種類の教科書を選定する。

今年度採択した教科書の状況については、総採択点数803点である。

そのうち、文部科学省の検定済教科書を使用するのは、府立特別支援学校15校（分校含む）のうち、小学部6校、中学部8校、高等部10校となっており、総採択点数の25.2%である。

それ以外については、資料1頁の表に示しているとおりでである。

【質疑応答】

○ 安岡委員

教科用図書の価格は、どのような形で設定されているのか。

○ 水口高校教育課長

各出版社で決めており、教科書については高価な物はないが、例えば、副教材等で高価な物を学校が推薦してきた場合は、府教育委員会で指摘することもある。

○ 安岡委員

高価な教科書や安価な教科書があるのであれば、選定にも価格が影響する訳であり、教科書を公的なものと見れば、価格は一定で決まっていって、その中で予算取りを行うものと思っているが、予算的には枠内であればいずれでも良いということか。

○ 水口高校教育課長

府立高等学校の場合は、教科用図書は自費で購入することになり、手元の教科書目録を見れば、例えば、英語なら637円、工業系なら1,771円といった価格となっている。

○ 前川教育長

同学年の同レベルの教科用図書の場合、価格はあまり変わらない。

ただし、工業や農業系等、出版数が少ない教科用図書はやや高価である。

一方のデジタル教科書については、そのみの使用は認められておらず、紙の教科用図書と併用としての使用となるが、紙の教科用図書が概ね1,000円弱の価格であり、デジタル教科書はプラス1,000から2,000円くらいというところである。

○ 鈴鹿委員

併用というのは、同じ教科書を紙でもデジタル教科書でも、ということか。

○ 前川教育長

タブレットを使用して授業を行うため、その関係でインストールして両方を持つという形である。

○ 鈴鹿委員

内容は同じなのか。

○ 前川教育長

同じである。ただし、デジタル教科書の場合は、例えば、自分たちで調べるときに関係する資料をリンク先から簡単に閲覧できる、練習問題等にリンクできるといったメリットがあり、そのような工夫を行っている出版社もある。

(4) 議決事項

ア 第42号議案 令和6年度教職員人事異動方針について

【仲井管理部長の説明】

○ 令和6年度教職員人事異動を実施するに当たり、京都府教育委員会基本規則第17条第2号の規定により、人事の基本方針を策定するため議案を提出する。

資料42-1頁を御覧いただきたい。

前文に、人事異動を行うに当たっての趣旨や目的を記載し、記書き以下に5つの重点事項を示している。

まず、前文については、「第2期京都府教育振興プラン」や国の様々な教育改革を踏まえた内容にすべく令和4年度に改正したところであり、それ以降は大きな改正を行ってはいない。

今回についても大きな変更点はないが、本年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、教育活動が以前の形に戻りつつあることから、新型コロナウイルス感染症に係る記述を削除することとした。

続いて、記載内容について説明する。

前文には、第2期振興プランにおいて「目指す人間像」と3つの「はぐくみたい力」を掲げ、人権尊重を基盤とした京都府ならではの教育を推進していること、新しい時代における教育の推進に対応する必要があること、そのためには、校長のリーダーシップのもと、学校における働き方改革を着実に進め、学校のチーム力を高めるとともに、教職員自らが研鑽に努め、全力で教育活動に専念することを記載している。

同頁の中段以下には5つの重点事項を記載し、その内容については、①学校経営体制の充実を図ること、②学力向上や生徒指導上の課題に適切に対応するための重点的な人事配置を推進するとともに、特に府立学校においては、特色に応じた適材適所の配置に努めること、③教職員に多様な経験を積ませ、キャリアステージに応じた資質能力の向上を図る観点から異動を推進し、その際は人材育成を効果的に進めるため、年齢構成に配慮した配置に努めること、④全府の見地から、地域間・学校種別間・課程間の交流を推進すること、⑤特に課題のある教職員には適切な対応を図ることとしている。

次に、資料3枚目以降に掲載のとおり、人事異動方針を踏まえ、人事異動に必要な事項を人事異動実施要綱として、小・中・義務教育学校と府立学校とに分けてそれぞれ定めているが、同実施要綱については、小・中・義務教育学校分及び府立学校のいずれにおいても昨年度から変更点はない。

説明は以上のとおりであり、令和6年度教職員人事異動については、本案の人事異動方針と人事異動要綱を踏まえて実施したいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

重点事項の3において、「教職員一人一人に多様な経験を積ませ、キャリアステージに応じた資質能力の向上を図るための異動を推進する」というのは良いことであるが、その次に「その際は人材育成を効果的に進めるため、年齢構成に配慮した配置に努める」と記載されていることが気になる。

「年齢構成に配慮した配置」というのは、ベテランと若手のバランスに配慮した配置と理解するが、そうした表現を見れば、年功序列ではないが、年齢こそが能力であると考えられているように捉えられてしまうのではないか。

前文では「キャリアステージに応じた資質能力の向上」と述べているわりには、結局は年齢しか考えていないのかというように受け止められ、重点事項でこのように記載すれば、年齢こそが能力で、年齢が高い教員は能力や指導力があり、それらが欠ける若手教員と組み合わせることにより、総力を挙げていこうと読める。

教員の仕事もある種の実力主義であり、優秀教職員表彰においても若手の優秀な教員を表彰しているというのは、年齢だけが能力ではないということの表れである。

よって、例えば、「キャリアステージの組合せに配慮した・・・」というように記載すれば、年齢でなく能力を評価するというメッセージにもなる。

今後の人事異動では検討していただきたい。

○ 仲井管理部長

基本的には年齢構成だけで人事異動を行うことは当然なく、学校の体制や個人が如何に資質能力を向上できるかという観点が大前提にある。

しかしながら、教職員の場合、戦後からの流れで昭和50年代に大量採用し、その後、非常に少ない採用の時期があったことで、この間、年齢のばらつきが生じており、年齢構成というのは、学校全体の体制を考えていく上では一つの要素であるとは考えている。

また、教員の能力と言え、年齢だけではないが、ベテランの授業の力や生徒指導に係る経験値といったところについては、若手に学んでいただきたいところも多くあり、そういった観点で人事は進めていきたいと考えている。

いずれにしても、人事異動は年齢構成だけで進めるものではなく、こうしたところも御理解いただきたい。

○ 小畑委員

女性の管理職への登用について、京都府の場合、女性の校長及び教頭が約25%であり、他府県と比べて多い方ではあるが、教員の男女比率が半々くらいである中、25%というのは女性50%の半分ということになる。

ところが、教頭の男女比率はここ3年間25%で、校長の男女比率は3年前の20%から25%に上がっている状況で、校長と教頭の女性比率は今やイーブンとなっており、これ以上は増えないのではないか。

そこで女性の管理職を増やそうと思えば、いきなり校長を増やす訳にはいかず、教頭や副校長への女性登用をもう一段上に進めていかなければ、おそらく25%から増えず、教員そのものの男女比率からすれば問題であると思う。

人事異動実施要綱の異動基準に記載されている女性職員の管理職登用を積極的に推進するというのはそのとおりであるが、特に女性の教頭等への登用を積極的に推進することを注意書きし、働きかけていくことが必要ではないか。

もちろん、実力が伴わないと学校運営がうまくいかないため、簡単にはできないかもしれないが、一回やってみることも大事ではないかと思う。

○ 仲井管理部長

小中学校、高等学校では教頭・副校長から管理職であるが、一定登用の要件として、高等学校であれば、教務部長、生徒指導部長、進路部長といった役職

の経験年数、小中学校であれば、教務主任での経験年数を問うており、そこを経験せずに管理職への登用されるというのは特例を除いてないと思っており、そのあたりは一定校内での部長昇任や主任への選任等、それに伴う一般教員の人事異動についても、十分考慮しながら実施していくことが非常に大事であると思っている。

その点については、しっかり個々を見ながら行っていきたいと思っている。

○ 藤本委員

人事異動要領の留意事項の(2)に「発令日の17日前に、本人に内示する。」と記載されているが、昨今、新しく若い人材を採用していくことを考えれば、このままで良いのだろうかと思う。

従前からのままで問題意識を持たずに踏襲されているのであれば、本当に今の時代にふさわしいのか検討していくような仕組みが必要ではないか。

また、異動基準に記載された「原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とする・・・」については、柔軟に対応するという意味もあると思うが、これも本当に3年で良いのか、考えることも大事ではないか。

○ 仲井管理部長

御指摘のとおり、人事異動の在り方はその時代に応じて考えていく必要はあり、そういった面では、今後も見直しは行っていきたい。

内示については、10年ほど前は発令の一週間前くらいで、行政職にあっても同様であったが、教職員の場合は、次年度の4月1日から体制作り等で多用であり、約二週間前に変わったのが10年ほど前と記憶している。

その二週間前が果たして適切なのかどうかについては、いろいろな状況や他府県の状況のほか、異動の場合は一定作業があり、そういったところと合わせながら今後も検討させていただきたい。

○ 鈴鹿委員

人事異動に伴い、通勤の関係から転居しなければならない場合、何か措置をされるのか。それとも本人任せなのか。

○ 仲井管理部長

内示は基本的に発令日の17日前であるが、家族を伴う転居や単身赴任となる場合は、それ以前に調整を行っている。また、異動希望のヒアリングにおいても、引っ越し予定等を聞きながら調整するので、そこは個々の状況を見ながら人事異動を進めている。

○ 前川教育長

特に府立高校の場合は教科が関係し、単にA校からB校に異動ということではない。そのほか、ものすごく力量がある教員が異動する場合は、こういう方が欲しいという校長の希望もできるだけ叶え、また、若い教員が異動し、若手教員がいなくなっても困るため、年齢も当然見なければならず、様々な作業があり、現状で言えば、内示の時期は作業的にはぎりぎりである。

しかし、他府県や京都市ではもう少し早く内示を行っており、教員がより気持ちよく新任地で頑張っていけるようなシステムを考えていきたい。

○ 安岡委員

人事異動要領の留意事項の(1)に「通勤可能地域は、片道の通勤時間が1時間半程度とする。」と記載されているが、府内にあっては、自動車にあっても渋滞の程度は違い、どの交通手段での1時間半なのか。

○ 前川教育長

自動車通勤する者は、転任先でも自動車を使うことが多く、自動車の通勤時間を計っており、公共交通機関の場合も乗り継ぎ時間を含めている。

〔原案どおり可決〕

イ 第43号議案 小学校校長の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ア～ウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

